

おかやま水田活用方針

平成 29 年 12 月策定

平成 30 年 12 月変更

岡山県農業再生協議会

趣 旨

平成 30 年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止された中、引き続き、米の需給安定化のため、需要に応じた生産の推進が求められており、農業再生協議会の役割が益々重要になってくる。このため、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が、「おかやま水田活用方針」により、水田活用の方向性を共有し、需要に応じた主食用米生産と水田フル活用の取組を推進する。

1 現状、課題（総括）

本県は、北部の冷涼な中国山地から南部の温暖な平野部まで、多様な自然環境や地形に囲まれており、各地域の水田においては、これらの気象条件や地理的条件を活かして、米、麦、大豆、飼料作物、園芸作物等、多様な農作物が生産されている。

しかし、近年では、農業者の高齢化により農業の担い手が減少し、担い手への農地集積が進まない地域では、耕作放棄地が増加する等、持続可能な生産体制が危ぶまれる状況にある。

このため、本県水田農業においては、需要に応じた主食用米の生産、水田のフル活用による所得の向上により、競争力の高い水田農業の実現を目指す必要がある。

（1）需要に応じた売れる主食用米の生産

全国の主食用米の需要量は、今後、年間約 10 万トンずつ減少すると予想され、需要に応じた生産が求められている。さらに、平成 30 年産米から行政による生産数量目標の配分が廃止されたことから、生産者の作付判断による米生産の自由度が高まり、将来にわたって産地間競争の激化や米価下落が懸念されている。

このため、生産者、集荷事業者は、国や県・地域農業再生協議会からの情報等を踏まえ、自らの販売可能量を見極めて生産量を調整する需給調整（需要に応じた生産）を引き続き行う必要がある。

こうした中、本県の主食用米の平成 30 年産の作付面積は、29 年産より約 300ha 増え 29,400ha となったが、生産量の目安である 29,500ha（面積換算値）を下回り需要に応じた生産となった。

本県の主食用米の生産量は、中国四国地域第 1 位であるものの、全国では第 17 位でシェアは 2.2%（H29 年産）と低く、大口ロットでの有利販売は難しい。一方で、気象条件に合わせた多様な品種が栽培されており、「朝日」「アケボノ」、酒造好適米の「雄町」等、本県独自品種が約 3 割あり他県品種との競合が少ないと、業務用が約 6 割あること等、他県にない特長を持っている。このため、生産過剰とならないことを基本として、奨励品種への集約を進めるとともに、家庭用や業務用等、それぞれの需要に応じて品種の特長を生かした生産・販売を強化する必要がある。

（2）水田活用と不作付地の解消

平成 30 年産の非主食用米は、国の交付金が新設された新市場開拓用米を除き作付が縮小した。中でも飼料用米や、米の直接支払交付金が廃止となった備蓄米が、主食用

米に切り替わり大幅な作付縮小となつた。

麦については、需要に応じて大幅に作付拡大した地域もあったが、県全体では横ばい、大豆については県全体で 90ha の減少となつた。

このため、地域農業再生協議会が作成する「地域水田フル活用ビジョン」を踏まえた生産者・産地等の主体的な取組により、需要に応じた作付けが行われるとともに、麦等との二毛作、加工・業務用野菜や飼料用トウモロコシ等、収益性の高い作物等を導入した経営の複合化による水田のフル活用を図る必要がある。

また、県内の不作付地は、排水不良等の土地条件や農業者の高齢化による管理不足等により増加傾向にあり、約 2,230ha (H29 年) あると見込まれる。不作付けの状態が続くと作物の栽培が困難となり、やがて耕作放棄地となることが懸念されるため、その解消と新たな発生の防止が必要である。

※不作付地とは、過去 1 年間全く作付けしなかつたが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある農地のこと。

(3) 水田農業の担い手確保

本県の農業就業人口は、平成 17 年から 27 年の 10 年間で約 4 割減少し 48,469 人、平均年齢も 3.8 歳上昇し 70.0 歳(いずれも 2015 年農林業センサス)に達するなど、高齢化の進行が一層進んでいる。一方で、水稻作付面積概ね 3 ha 以上の比較的規模の大きい農家や集落営農組織への集約が進みつつある。今後、高齢農家のリタイアがさらに進み、離農や規模縮小する農家が急増することが予測されることから、担い手農家への一層の農地集約の加速化が必要である。

2 作物ごとの取組方針等

需要に応じた主食用米生産を進めるためには、主食用米の作付を水田面積の約 6 割にとどめる必要があることから、所得を確保するためには、売れる主食用米づくりと併せ、主食用以外の作物の作付けを進める必要がある。

このため、消費者や実需者のニーズに合わせた主食用米の生産と、非主食用米や地域振興作物の作付け、麦等との二毛作による水田の効率的な活用等、地域の実情に合わせた水田フル活用を進めることとする。

なお、作物ごとの作付推進面積については別紙のとおりとする。

(1) 主食用米

消費者が求める品種や食味、栽培方法などにこだわった付加価値の高い米、業務用として安定的な需要のある米など、「岡山米の品種別生産・販売戦略」(表 1)に基づき、地域の気象条件や品種の特性等を生かしながら、家庭用や業務用、輸出等の多様な需要に対応した米づくりを促進することにより、消費者や実需者から選ばれる岡山米の産地を育成する。

家庭用の米については、平成 28 年産「きぬむすめ」の米の食味ランディング特 A 初取得を契機として、各地域で食味向上の取組機運が高まっている。「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」なども含め、食味の良い品種について食味向上に向けた生産の取組を強化するとともに、消費者に対する県産米の美味しさの P R や認知度向上の取組を進め、「うまい岡山米」のイメージ定着と需要の拡大を図る。

「朝日」「アケボノ」等の業務用米については、品種の集約により供給量を確保するとともに、省力・低コスト生産技術や多収品種の導入による生産コストの低減、実需者との契約取引の拡大等により経営安定につなげる。

表1 岡山米の品種別生産・販売戦略

(単位: ha、%)

品種名	販売の現状と戦略	今後の需要動向	生産戦略	<H29>	<H32>
				作付面積 (作付割合)	作付目標面積 (作付割合)
あきたこまち	・家庭用、業務用として安定的な需要がある。 ・西日本の中では、生産量が多く収穫時期が早い強みを生かして積極的に販売する。	微減 ➡	・斑点米対策等による1等米比率の向上を図る。 ・美味しさやこだわりを追求した生産を進める。	4,680 (17.2)	4,670 (17.6)
コシヒカリ	・県内向け家庭用の消費が多いが、他県産も多く流入している。 ・家庭用の全国銘柄として、県内量販店に積極的に販売する。	微減 ➡	・他県産と競合しても県内消費者に選ばれるよう美味しい米づくりを進める。(特A取得による美味しいPR等)	4,695 (17.2)	4,300 (16.2)
きぬむすめ	・品質が安定しており、家庭用のほか県外の中食での業務需要も高い。 ・特A取得を契機として県内消費者向けのPRと販売を強化する。	増 ➡	・北部では「キヌヒカリ」等からの作付転換により生産拡大を図る。 ・食味向上の取組を強化する。(特A連続取得等)	2,890 (10.6)	3,500 (13.2)
ヒノヒカリ	・学校給食のほか家庭用として一定の需要がある。 ・良食味である強みを生かし、県内学校給食向けや県内外の家庭用として販売を強化する。	微減 ➡	・適地適作による品質の安定化を図る。 ・消費者から選ばれる美味しい米づくりを進める。(特A取得等)	4,860 (17.8)	4,650 (17.5)
朝日	・業務用(寿司米、学校給食等)として安定した需要がある。 ・全国の良食味米のルーツであることを強調したPRなどにより販路拡大を図る。 ・粘りが少ない特長を生かした冷凍米飯等や在来品種であることを生かした醸造用の販売を強化する。	微増 ➡	・拡大している業務用向けに生産部会等を通じた生産拡大を図る。	2,670 (9.8)	2,940 (11.1)
アケボノ	・値頃感があり大粒でどんぶり物等に向くことから業務用として安定的な需要がある。また、醸造用(かけ米)としても利用されている。 ・粘りが少ない特長を生かした冷凍米飯等、新たな需要に対応した販売を行う。	増 ➡	・拡大している業務用向けに生産拡大を行う。 ・販売価格に見合うコストでの生産を目指し、低コスト生産と安定多収技術の普及を図る。	4,800 (17.6)	5,200 (19.6)
小計				24,595 (90.3)	25,260 (95.2)
その他品種		減 ➡	・地域に適した主要品種等へ作付転換し奨励品種へ集約していく。	2,635 (9.7)	1,270 (4.8)
合計				27,230 (100)	26,530 (100)

注1: 「その他品種」には、「もち」、「酒造好適米」を含まない。

注2: 端数処理の関係で計が合わない場合がある。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

平成 27 年 3 月に国が、食料・農業・農村基本計画において、平成 37 年の飼料用米の生産努力目標を 110 万トンと定め、確実な達成に向けて水田活用の直接支払交付金などの支援を行うこととし、本県でも急速に作付けが進み、平成 29 年には 1,589ha まで拡大したが、平成 30 年は主食用米への切り替えなどにより 1,254ha に縮小した。品種は、県中北部においては多収品種の特認品種である「中生新千本」、県南部においては「アケボノ」などとなっている。

今後とも、飼料メーカー等の需要を的確に把握するとともに、配合飼料工場の県内立地などの輸送コスト面での有利な条件を生かし、JAライスセンターを活用した取組や、個別での乾燥調製が可能な大規模農家、集落営農組織等を中心に需要に応じた生産を進める。

また、国が定めているコスト削減や単収増により生産性を 2 倍に向上（担い手の 60kg 当たりの生産コストを 5 割程度低減）させる目標に向け、低コスト生産の取組と多収品種へのさらなる転換が求められているため、直播栽培、鶏糞利用、密播育苗、疎植栽培等を推進する。「中生新千本」については、適期移植、肥培管理や除草等の基本技術の励行により、単収の向上を図る。低コスト生産につながるモミロマン等の多収品種では、主食用米への異品種混入を防止する観点から作付けの団地化を推進することで、一般品種からの転換を図る。

乾燥調製が不要で生産コストの低減につながる SG S (ソフトグレインサilage) については、畜産農家の需要に応じた生産を図る。

また、広域連携を含めた耕畜のマッチングを進め、稲わらの飼料利用を促進する。

イ 米粉用米

本県で 65ha (平成 30 年) の作付けがある米粉用米については、米粉パンや米粉麺等の学校給食での一定の需要に加え、一部のパン・菓子店等でも利用されている。

製品の品質に違いがみられ利用が広がりにくいため、平成 29 年 3 月に国は、製造業者の自主的な取組を推進する「米粉の用途別の基準」や、グルテンフリー食品の需要が増加傾向にあることから、製造業者の自主的な取組を促す「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」を策定した。今後は、米粉の利活用が一層拡大し、国内外の需要が拡大していくことが見込まれており、需要を的確に把握した上で生産を進める。

ウ 新市場開拓用米

国は、コメ輸出の飛躍的な拡大に向けて、戦略的に輸出に取り組む関係者が連携した取組を推進するため、平成 29 年 9 月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、「戦略的輸出事業者」と「戦略的輸出基地」（産地）を募集し、それらが連携した個別具体的な取組を後押ししている。

これを受け、本県では 5 ha (平成 30 年) の取組となり、今後は、生産者等へプロジェクト内容をさらに周知し、関心のある生産者等への取組拡大を図る。

エ WCS 用稲

WCS 用稲は、耕畜連携の取組により県内では約 130 戸の畜産農家が粗飼料として利用しているが、近年は利用の減少により作付けも減少し、平成 30 年は 367ha の作付けに留まった。

このため、WCS用稻の給与実例や給与効果の周知等により、畜産農家の利用拡大を図るとともに、適切な病害虫・雑草防除等の基本技術の励行やコントラクターによる円滑な作業受託体制の確立により、品質の確保を図る。また、耕畜連携による堆肥の活用により、低コスト多収栽培を推進する。

さらに、飼料価値の高い専用品種（たちすずか、たちあやか等）については、生産者の話し合いにより団地化による作付拡大を進め、安定的な生産供給体制を整備する。

オ 加工用米

本県で434ha(平成30年)の作付けがある加工用米は、県南の主要品種である「アケボノ」「朝日」で主に醸造用（かけ米）として出荷されており、加工米飯用、味噌用、米菓用等としても出荷されている。加工米飯用の需要は伸びており、味噌用、米菓用等は固定的な需要がある。

醸造用仕向けについては、酒造メーカーから求められる品質の確保、その他の用途向けでは、加工業者との連携を図ることにより需要に応じた生産を図る。

カ 備蓄米

本県で146ha(平成30年)の作付けがある備蓄米は、20万トンを基本に一般競争入札された政府買入に対し、都道府県別優先枠(738トン)と一般枠(33トン)で落札した。

今後は、政府備蓄米の入札に係る買入枠に基づき、都道府県別優先枠、一般枠を合わせ必要数量の確保に向け適正な生産を進める。また、落札価格の下落にも対応できるよう低コスト生産を進める。

キ 酒造用米

本県では、県独自品種である「雄町」と全国銘柄の「山田錦」が栽培されている。そのうち約半分を占める「雄町」は、主に岡山市、赤磐市で農協部会組織を中心に栽培されており、生産量は全国の約95%(平成29年産)を占めている。

平成27年産から高値で取引される酒造用米の作付けが増加しており、全国的に過剰生産となっている。このため、全国の需給動向や酒造メーカーの需要量を十分把握し、既存産地において需要に応じた品種・規模の生産を確保する。

特に、「雄町」については、生産者、酒造メーカー、消費者との交流や飲食店、酒販店等への積極的なPRにより「雄町の酒」の需要拡大を図りつつ、基幹的な品種として作付けしている大規模稻作農家を中心に需要に応じた生産を進める。

(3) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

麦は水田利用の向上につながる重要な作物であり、基幹作、二毛作合わせて2,805ha(平成30年)の作付けがある。近年、実需者ニーズが高まっていることから、作付けを拡大し、省力栽培技術の普及や排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る必要がある。

今後も播種前契約に基づき、需要に応じた生産量と品質等を確保し、商品性の高い麦づくりを進める。

二条大麦は、県南部を中心に栽培されており、約4割がビール用、約6割が押麦や味噌等の精麦用、麦茶用等として出荷されているが、需要に対して供給が不足している。また、品種は、作業効率を考慮した収穫時期の早い品種、販売面では精麦適性の高い品種等の需要に応じた品種が求められており、実需者の求める醸造適性

や精麦適性の高い品種への転換を検討する。また、施肥技術等の確立により高品質麦の安定生産を進めるとともに、規模拡大や新規栽培者の確保等により作付を推進する。

小麦は、県南部を中心に生産され、うどん用、菓子用及び醤油原料として出荷されている。また、県北部でも近年生産が拡大する中、地元特産品や学校給食等の地産地消の取組が進み、さらに製粉メーカーに対するマーケティングの推進により、新たな需要が拡大しているが、全県的にタンパク質含有量が低いため、実需者の求める品質に対応できていない。

このため、排水対策等の基本技術の励行、施肥改善対策、病害虫防除対策により高品質安定生産を図る。

イ 大豆

大豆は、水田フル活用の柱の一つとなる作物であり、白大豆、黒大豆合わせて1,460ha（平成30年）の作付けがある。

白大豆は、集落営農組織等を中心に栽培され、主に県内事業者向けの味噌や納豆等の原料として出荷されている。播種期等において降雨等の気象の影響を受けやすく生産が不安定で、除草作業等の栽培管理や収穫調製にも労力を要することから、近年、作付面積は減少傾向にある。このため、集落営農組織等による作付規模の拡大と団地化を推進するとともに、基本技術の励行と省力化技術の普及による低コスト化、収量・品質の向上を図る。また、契約栽培など実需者との結びつきによる生産を推進する。

黒大豆は、県北東部を中心に栽培され、全国有数の産地として、大粒品は主に煮豆用として、中粒品や小粒品は主に菓子用の原料として出荷されているが、生産者の高齢化や担い手不足に加え、収量や品質が安定しないことが課題である。一方、加工・業務需要の増加に伴い流通ルートが増えており、実需者ごとのニーズに合った生産が必要なため、優良系統の導入や排水対策等の基本技術の励行による収量・品質の向上を推進する。また、黒大豆は一部枝豆としても出荷されており、実需者ニーズに応じた生産体制を整えるため、出荷調製機械等の導入を促進する。

ウ 飼料作物

輸入飼料価格が高止まりする中で、価格変動を受けにくく低コストな畜産物生産を目的として、牧草や飼料用トウモロコシなどの水田における飼料作物の作付けを推進したことから近年拡大傾向にあり、平成30年には1,304haの作付けとなった。しかし、条件不利地での作付けや栽培管理が不十分なため、収量が低い傾向にある。

このため、優良品種の導入や排水対策等の基本技術の励行により安定した収量・品質を確保する。また、耕畜連携により耕種農家による飼料作物の生産拡大を図ることとし、特に、飼料用トウモロコシについては、畜産農家の需要が大きく、低コスト生産が可能な作物として期待でき、労働分散にもつながることから、大規模米麦農家を中心に作付けを推進する。また、県南部地域では飼料用トウモロコシの二期作栽培を推進する。

(4) そば

県中北部を中心に産地化が図られており、主に地元のそば店等の実需者との結びつきにより作付けが行われ、地産地消による地域活性化につながっている。

気象の影響を受けやすく、生産量が不安定なことが課題であり、排水対策の徹底等により収量・品質の向上を図りつつ、6次産業化の取組など地域活性化に寄与する地域振興作物として、需要に応じた生産を進める。

(5) 高収益作物

ア 野菜

本県の野菜は、なす、トマト等を中心に高品質で多彩な生産を展開しており、市場からは高く評価されているが、担い手の減少等により産地規模は縮小傾向にある。このため、新規就農者や企業参入等により担い手を確保し、水田を活用した高品質な野菜の安定供給ができる力強い産地を育成する。

また、近年はキャベツ、たまねぎ等の加工・業務用野菜の需要が増加していることから、JAや生産組合等と連携した水田の積極的な利用による大規模な野菜生産団地を育成する。

イ 果樹

もも、ぶどうを核とする果物は、畠地を中心に産地を形成しているが、供給力が不足している。このため、新規就農や既存の栽培者の規模拡大時等に、水田における取組も推進し、高品質生産を基本に、消費者ニーズに即した品種として期待が大きい「おかやま夢白桃」「オーロラブラック」「シャインマスカット」をはじめとして、白桃の晩生品種やピオーネを推進することで「くだもの王国おかやま」の供給力強化を進める。

ウ 花き・花木

水田における花き栽培は、県中北部を中心に、りんどうが作付けされているほか、地域の気象条件に応じて産地ごとに特色のある多種多様な花きの生産が行われている。

産地化や生産拡大を進めているりんどうや小ぎくでは、新品種、新技術等の積極的な導入や規模拡大、新産地の育成による供給力強化を図る。しきみについては、水田を活用した大規模省力栽培技術の確立と普及により、栽培拡大を進める。

エ 小豆・ささげ

小豆は近年、全国的な流通量の減少により、需要が高まっており、ささげは関東で需要がある。女性や高齢者でも取り組みやすい品目であり、降雨等で黒大豆の播種ができない場合の補完作物としても推進が可能である。JA等を中心に、実需者の求める品種を選定し、需要に応じた生産を進める。

(6) 不作付地の解消

人・農地プランの見直し等の機会を通じて、地域全体での不作付地の解消に向けた話し合いを促し、地域特性を生かした野菜等の作付推進や農地中間管理事業等を活用した地域の中心となる担い手への農地の集積・集約化により、その縮小と新たな発生防止を図る。

いずれも困難な場合は、水田への放牧など地域で可能な取組を検討する。

3 水田農業の担い手育成

収益力の高い力強い経営体が生産の中心を担う水田農業への転換を図るため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業等の活用により、農地の集積・集約化を図り、水稻作付面積10ha以上の経営体を育成する。また、複数の集落営農組織や個人経営体が連携した機械の共同利用及び人材の確保、新規作物の導入など、コスト低減と販売収入の増加により、収益力の高い担い手の育成を進める。

(1) 担い手の育成・確保

農地の利用集積による大規模経営、二毛作による耕地利用率の向上、作業受託による経営の安定化等により収益力のある力強い経営体を育成する。

また、農業者の高齢化や担い手不足により個別で管理できない農地の増加が見込まれるため、集落での合意形成の下、集落営農の組織化を推進する。既存の組織については、組織の継続性の確保や経営の高度化等を図るため、法人化、農地集積による大規模化、収益性の高い加工・業務用野菜等園芸作物の導入等による経営の多角化を進める。

(2) 農地の集積・集約化

認定農業者や新規参入者に対して集約した農地を円滑に貸付けできるよう、地域における話し合いによる人・農地プランの見直しを進めるとともに、関係機関・団体で情報交換を密にし、担い手に農地情報を発信すること等により担い手への農地の集積・集約化を進める。

(3) 省力・低コスト化及び経営管理能力の向上

農地の集積・集約化による大規模化、麦の作付け等による農業機械の効率的利用、先端技術を活用したスマート農業のほか、直播栽培、疎植栽培、密播育苗、低コスト施肥技術、畦畔管理や防除作業の省力化等について、各地域や経営体の状況に応じた技術導入を進め、一層の省力・低コスト化を図る。

併せて、雇用・労務管理、販売戦略等についてマネジメントする能力や米等の需給動向から主体的に作付判断ができる能力を備えた人材の育成を進める。

(別紙)

作物ごとの作付推進面積

作物	平成30年度の作付面積(ha)	平成31年度の作付推進面積(ha)	平成32年度の作付目標面積(ha)
主食用米 ^{注1)、注2)} (酒造用米「枠内」を含む)	〈目安〉 29,500 (数量) 155,172 [†] 〈実績〉 29,400 (数量) 152,000 [†]	29,139 153,272 [†]	28,480
飼料用米	1,254	1,450	1,700
米粉用米	65	80	90
新市場開拓用米	5	10	15
WCS用稻	367	400	430
加工用米	434	460	480
備蓄米	146	275	400
酒造用米(新規需要米) ^{注2)}	191	191	190
麦	2,805	2,835	2,890
大豆	1,460	1,500	1,560
飼料作物	1,304	1,315	1,600
そば	134	140	180
なたね	10	10	10
その他地域振興作物	3,868	3,877	4,690
野菜	2,228	2,260	2,800
果樹	504	515	640
花き・花木	181	182	240
雑穀	125	135	145
その他	830	785	865

注1)：主食用米には、もち米と酒造用米（枠内）を含む。

注2)：酒造用米については、主食用米の作付推進面積を定めるため「枠内」と「新規需要米」に分けて記載している。

